

Citrix データ処理補足契約

EU 標準契約条項:

英国 SCC 補足契約

EU 標準契約条項における国際データ移転の補足契約

バージョン B1.0 は、2022 年 3 月 21 日発効

本補足契約は、情報コミッショナーが制限付き移転を行う当事者に対して発行したものです。情報コミッショナーは、法的拘束力のある契約として締結された場合、制限付き移転に適切な保護措置を行うものと考えています。

Citrix データ処理補足契約 (2022 年 3 月 11 日付けのバージョン)

(<https://www.citrix.com/buy/licensing/citrix-data-processing-agreement.html>)
にある Citrix Trust Center に掲載) (以下「DPA」と称する) のセクション 7 に従って、参照として DPA に組み込まれる本補足契約は、DPA の対象となるサービスを購入した顧客企業が実行時に利用可能です。

パート 1: 表

表 1: 当事者

開始日	両当事者の契約締結日をご参照ください。	
両当事者	エクスポート (制限付き移転を行う者)	インポート (制限付き移転を受け取る者)
当事者の詳細	正式名称: _____ _____ 商号 (異なる場合): _____ 正式な登録番号 (該当する場合) (会社番号または同様の識別子): _____	正式名称: Citrix Systems, Inc. (その関連会社も含む) 商号 (異なる場合): 正式な登録番号 (該当する場合) (会社番号または同様の識別子): 主な住所: 851 West Cypress Road Ft. Lauderdale, FL 33309

<p>主な連絡先</p>	<p>主な住所:</p> <p>_____</p> <p>氏名 (任意): _____</p> <p>役職名: _____</p> <p>_____</p> <p>電子メール アドレスを含む連絡先: _____</p> <p>_____</p>	<p>氏名 (任意): _____</p> <p>役職名: _____ 副社長 兼チーフ デジタル リスク オフィサー</p> <p>電子メール アドレスを含む連絡先: +1 954 267 3000; modelclauses@citrix.com</p>
	<p>署名 (セクション 2 のために必要な場合)</p>	

表 2: 選択された SCC、モジュール、選択された条文

<p>補足契約 EU SCC</p>	<p><input type="checkbox"/> 本書が掲載されている承認済み EU SCC のバージョンは、以下の通りで、附属情報も含まれています。</p> <p>日付:</p> <p>参考文献 (該当する場合):</p> <p>その他の識別子 (該当する場合):</p> <p>または <input checked="" type="checkbox"/> 附属書を含めた承認済み EU SCC</p> <p>また、本補足契約のために、承認済み EU SCC の以下のモジュール、条項またはオプション条項のみが発効されています。</p>					
<p>モジュール</p>	<p>有効モジュール</p>	<p>第 7 項 (ドッキング条項)</p>	<p>第 11 項 (オプション)</p>	<p>第 9a 項 (事前認可又は一般認可)</p>	<p>第 9a 項 (期間)</p>	<p>インポーターから受け取った個人データは、エクスポーターが収集した個人データと結合されていますか?</p>

1	いいえ	該当なし	該当なし			
2	はい	はい	いいえ	一般	14 日	
3	はい	はい	いいえ	一般	14 日	
4	いいえ	該当なし	該当なし			該当なし

表 3: 附属情報

「附属情報」とは、承認済み EU SCC (当事者以外) の附属情報に記載されている、選択されたモジュールについて提供しなければならない情報を意味し、本補足契約については、以下のように記載されています。

附属書 1A: 当事者のリスト: 顧客の実行に関し、Citrix Trust Center の <https://www.citrix.com/buy/licensing/citrix-data-processing-agreement.html> で公開される承認済み EU SCC の附属書 1A を参照してください。

附属書 1B: 移転の説明: 顧客の実行に関し、Citrix Trust Center の <https://www.citrix.com/buy/licensing/citrix-data-processing-agreement.html> で公開される承認済み EU SCC の附属書 1B を参照してください。

附属書 II: データのセキュリティを確保するための技術的および組織的な対策を含む、技術的および組織的な対策: 顧客の実行に関し、Citrix Trust Center の <https://www.citrix.com/buy/licensing/citrix-data-processing-agreement.html> で公開される承認済み EU SCC の附属書 II を参照してください。

附属書 III: サブプロセッサのリスト (モジュール 2 と 3 のみ): DPA のセクション 6 を参照してください。

表 4: 承認済み補足契約に変更があった場合の本補足契約の終了について

承認済み 補足契約に変更 があった場合の 本補足契約の終 了について	<p>いずれの当事者も、第 19 条に定めるところにより、本補足契約を終了させることができます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> インポーター <input checked="" type="checkbox"/> エクスポーター <input type="checkbox"/> 両当事者</p>
--	--

パート 2: 必須条項

本補足契約の締結

- 各当事者は、相手方当事者が本補足契約に拘束されることに同意するのと引き換えに、本補足契約に規定された条件に拘束されることに同意します。
- 承認済み EU SCC の附属書 1A 及び第 7 条は両当事者の署名を必要としますが、制限付き移転を行う目的で、両当事者は、両当事者を法的に拘束し、データ主体が本補足契約に定める権利を行使 できるような任意の方法で本補足契約を締結することができるものとします。本補足契約を締結することは、承認済み EU SCC 及び承認済み EU SCC のいかなる部分においても署名するのと同じ効果を有します。

本補足契約の解釈

- 本補足契約では、承認済み EU SCC に定義されている用語を使用する場合、それらの用語は承認済み EU SCC と同じ意味を持つものとします。また、以下の用語は、以下の意味を持つものとします。

補足契約	本国際データ移転補足契約は、補足契約 EU SCC を組み込んだ本補足契約で構成されている。
補足契約 EU SCC	本補足契約が添付される承認済み EU SCC のバージョン (附属情報を含む) は表 2 の通り。
附属 情報	表 3 の通り。

EU 委員会標準契約条項における国際データ移転の補足契約

適切な保護措置	英国 GDPR 第 46 条 (2) (d) に基づく標準データ保護条項に従って、制限付き移転を行う際に、英国データ保護法によって要求される、個人データに対する保護基準およびデータ主体の権利の基準。
承認済み補足契約	2022 年 1 月 28 日の 2018 年データ保護法の s119A に従って ICO が発行し、国会に提出したテンプレート補足契約は、セクション 18 に基づき改訂されたものである。
承認済み EU SCC	2021 年 6 月 4 日の欧州委員会実施決定 (EU) 2021/914 の附属書に記載された標準契約条項。
ICO	情報コミッショナー
制限付き移転	英国 GDPR の第 5 章に該当する移転。
英国 英国データ保護法	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 英国 GDPR および 2018 年データ保護法を含む、英国で随時施行されるデータ保護、個人データの処理、プライバシーおよび/または電子通信に関連するすべての法律。
英国 GDPR	2018 年データ保護法セクション 3 に定義されている。

EU 委員会標準契約条項における国際データ移転の補足契約

4. 本補足契約は、常に英国データ保護法と整合的な方法で解釈され、適切な保護措置を提供する両当事者の義務を果たすようにしなければなりません。
5. 補足契約 EU SCC に含まれる条項が、承認済み EU SCC または承認済み補足契約の認められない方法で承認済み SCC を修正する場合、同修正は、本補足契約に組み込まれず、承認済み EU SCC の同等条項がこれに代わるものとして扱われます。
6. 英国データ保護法と本補足契約との間に矛盾または対立がある場合、英国データ保護法が適用されます。
7. 本補足契約の意味が不明確な場合、または複数の意味が存在する場合は、英国データ保護法に最も近い意味が適用されます。
8. 法律（または法律の特定の条項）への言及は、時間の経過とともに変化する可能性のあるその法律（または特定の条項）を意味します。これには、本補足契約が締結された後に、当該法律（または特定の条項）が統合、再制定、および/または書き換えされた場合も含まれます。

階層

9. 承認済み EU SCC の第 5 項では、承認済み EU SCC が当事者間のすべての関連する合意に優先すると定めていますが、当事者は、制限付き移転については、セクション 10 の階層が優先することに同意しています。
10. 承認済み補足契約と補足契約 EU SCC（該当する場合）で矛盾または対立がある場合、承認済み補足契約が補足契約 EU SCC に優先します。ただし、EU SCC の補足契約条項と矛盾する条項がデータ対象者にさらに大きな保護を与える場合（およびその限りにおいて）は、その条項が承認済み補足契約よりも優先されます。
11. 本補足契約が、一般データ保護規則（EU）2016/679 の適用を受ける移転を保護するために締結された補足契約 EU SCC を組み込んでいる場合、本補足契約のいかなる内容も、それらの補足契約 EU SCC に影響を与えないことを、両当事者は了解するものとして扱われます。

EU SCC への組み込みと変更点

12. 本補足契約は、以下のように必要な範囲で修正された補足契約 EU SCC を組み込んでいます。
 - a. これらは、データ エクスポートがデータ インポートに対して行うデータ移転について、データ移転を行う際のデータ エクスポートの処理に英国データ保護法が適用される範囲内で一緒に運用され、これらのデータ移転に適切な保護措置を提供します。
 - b. セクション 9 から 11 は、補足契約 EU SCC の第 5 項（階層）に優先します。

EU 委員会標準契約条項における国際データ移転の補足契約

また

- c. 本補足契約（本補足契約に組み込まれた補足契約 EU SCC を含む）は、（1）イングランドおよびウェールズに準拠し、（2）本補足契約に起因する紛争は、両当事者が明示的にスコットランドまたは北アイルランドの法律および/または裁判所を選択した場合を除き、いずれの場合も、イングランドおよびウェールズの裁判所により解決されるものとします。

13. 両当事者がセクション 12 の要件を満たす代替的な修正に合意しない限り、セクション 15 の規定が適用されます。

14. 承認済み EU SCC は、セクション 12 の要件を満たすこと以外の変更はできません。

15. 補足契約 EU SCC (セクション 12 の目的) について、以下の通り修正します。

- a. 「条項」の参照とは、本補足契約を意味し、補足契約 EU SCC が組み込まれます。

- b. 第 2 項において、以下の通り文言を削除します。

「そして、管理者から処理者及び/又は処理者から処理者へのデータ移転に関しては、規則（EU）2016/679 の第 28 条（7）に基づく標準契約条項です。」

- c. 第 6 項（移転の内容）を次のとおり改めます。

「移転の詳細、特に移転される個人情報の種類と移転の目的は、データ エクスポーターがその移転を行う際に英国のデータ保護法が適用される附属書 I.B に明記されています。」

- d. モジュール 1 の第 8.7 (i) 項を次のとおり改めます。

「それは、

オンワード移転を対象とする英国 GDPR のセクション 17A に基づく適切な規制の恩恵を受けている国に対するものです。」

- e. モジュール 2 と 3 の第 8.8 (i) 項を次のとおり改めます。

「オンワード移転は、オンワード移転を対象とする英国 GDPR のセクション 17A に基づく妥当規制の恩恵を受けている国への移転です。」

- f. 「規則（EU）2016/679」、「個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会および理事会の規則（EU）2016/679（一般データ保護規則）」および「同規則」への言及はすべて「英国データ保護法」に置き換え

EU 委員会標準契約条項における国際データ移転の補足契約

られます。「規則 (EU) 2016/679」の特定の条文への言及

は、
英国データ保護法の同等の条文またはセクションに置き換えられます。

- g. 規則 (EU) 2018/1725 への言及は削除されました。
- h. 「欧州連合」、「連合」、「EU」、「EU 加盟国」、「加盟国」および「EU または加盟国」はすべて英国に置き換えられます。
- i. モジュール 1 の第 10 項 (b) (i) の「第 12 項 (c) (i)」への言及は、「第 11 項 (c) (i)」に置き換わります。
- j. 第 13 項 (a) および付属書 I のパート C は使用されていません。
- k. 「管轄監督当局」と「監督当局」は、いずれも「情報コミッショナー」に置き換えられています。
- l. 第 16 項 (e) において、サブセクション (i) を次のように改めます。

「国務長官は、これらの条項が適用される個人データの移転を対象とする、
2018 年データ保護法のセクション 17A に基づく規則を作成します。」

- m. 第 17 項は、次のように改めます。

「本条項は、イングランドおよびウェールズの法律に準拠します。」

- n. 第 18 項は、次のように改めます。

「本条項に起因するいかなる紛争も、イングランドとウェールズの裁判所で解決されるものとします。データ対象者は、データ エクスポート者および/またはデータ インポート者に対して、英国のいずれかの国の裁判所に対して法的手続を行うこともできます。両当事者は、かかる裁判所の管轄権に服することに同意するものとします。」および

- o. 承認済み EU SCC の脚注は、脚注 8、9、10、11 を除き、補足契約の一部を構成していません。

本補足契約の修正

- 16. 両当事者は、補足契約 EU SCC の第 17 項および/または第 18 項を変更して、スコットランドまたは北アイルランドの法律および/または裁判所に言及することに合意することができます。

EU 委員会標準契約条項における国際データ移転の補足契約

17. 両当事者は、パート 1: 承認済み補足契約の表に含まれる情報の形式を変更することを希望する場合、適切な保護措置を減少させないことを条件に、文書で変更に同意することにより、これを行うことができます。
18. ICO は、随時、承認済み補足契約の改訂版を発行することができます。
- a. 承認済み補足契約の誤りの訂正を含む、承認済み補足契約に対する合理的かつ適切な変更を行う、及び/又は
 - b. 英国のデータ保護法の改正を反映しています。

改訂された承認済み補足契約には、承認済み補足契約の変更が有効となる開始日および両当事者が附属情報を含む本補足契約を見直す必要があるか否かが明記されます。本補足契約は、指定された開始日以降、改訂された承認済み補足契約に規定されたとおりに自動的に改訂されます。

19. ICO がセクション 18 に基づき修正された承認済み補足契約を発行した場合、表 4 「承認済み補足契約が変更される場合の補足契約の終了時」で選択した当事者が、承認済み補足契約の変更の直接的な結果として、以下に実質的かつ不釣り合いで、実証可能な増加を生じる場合、
- a. 本補足契約に基づく義務を履行するための直接費用、および/または b 補足契約に基づくそのリスク

いずれの場合も、まず、それらのコストまたはリスクが実質的かつ不釣り合いにならないように合理的な措置を講じた後、当該当事者は、合理的な通知期間の終了時に、改訂後の承認済み補足契約の開始日前に相手方当事者に当該期間中に書面通知を行うことで、本補足契約を終了できるものとします。

20. 両当事者は、本補足契約を変更するために第三者の承諾を必要としませんが、いかなる変更も本補足契約の条件に従って行われなければなりません。

代替パート 2 必須条項：

必須
条項

パート 2: 2022 年 1 月 28 日の 2018 年データ保護法の s119A に従って ICO が発行し、国会に提出したテンプレート補足契約 B10 となる承認済み補足契約の必須条項は、同必須条項のセクション 18 に基づき改訂されたものである。